## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした			国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の
	租税特別措置等の名称			特例の創設
				(国2)(法人税:義)
				(地1)(法人住民税、事業税:義)
				【新設-延長・拡充】
2	要望の内容			ベンチャー企業への重要な資金供給源となるベンチャーファンドへの
				投資を促進するため、一定の要件を満たし、かつ特区内に登記されてい
				るベンチャーファンドへ投資した法人に対し、投資額に関して損金算入
				を可能とすることでベンチャー企業への投資を促進し、ベンチャー企業
	I= .i. t= =			の振興を図る。
3	担当部局			内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期			平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設			なし
	年度及び改正経緯			
6	適用又は延長期間			平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進する
			根拠	ことにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。
				《政策目的の根拠》
				総合特別区域法第1条
				(産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ
				集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持     続的発展を図る。)
		(2)	政策体系	【政策】
		<b>(2</b> )	における	【以来】   6. 地域活性化の推進
			政策目的	【施策】
			の位置付	⑦総合特区の推進
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争
			指標	力を強化する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展
				・各特区内における、ベンチャーファンドからベンチャー企業への出資
				額の増加
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性	1	適用数等	8 法人の適用があると想定。
	等			なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。

			-b .1t-=	
		② 派	<b>咸収額</b>	平年度の減収額は 3.83 億円
		E	効果・達成目標の実見状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度~平成 27 年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度~平成 27 年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度~平成 27 年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度~
				平成 27 年度) 本要望の実現により、生産額、粗付加価値額、労働量の増加により 8.41
				億円の増収が見込まれるため、減収見込み額 3.83 億円を上回る。
9	相当性	‡i	祖税特別 昔置等に よるべき 妥当性等	民間企業からベンチャー企業への資金の流れを太くするには、民間企業がベンチャーファンドへの投資を行う際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考える。
		持える	他の支援 昔置や義 務付け等 この役割 分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、 税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体とし て実施することで政策目的の達成を目指している。
		5 力	也方公共 団体が協 カする相 当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別 区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課 題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する 責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解			<del>_</del>
1.1	前回の事前評価又は事			
11	・ ・ ・ 後評価の			<del>_</del>
		人心	- 1 VVI	